

令和6年度 医療観察法における退院後支援に資する研究

医療観察法に必要な人材育成に関する研究

北海道大学病院・附属司法精神医療センター

分担研究 賀古 勇輝

医療観察法総論

医療観察制度全般と理念

国立精神・神経医療研究センター病院

平林直次

利益相反(COI)の開示

演題発表に関連し、
開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

平林 直次

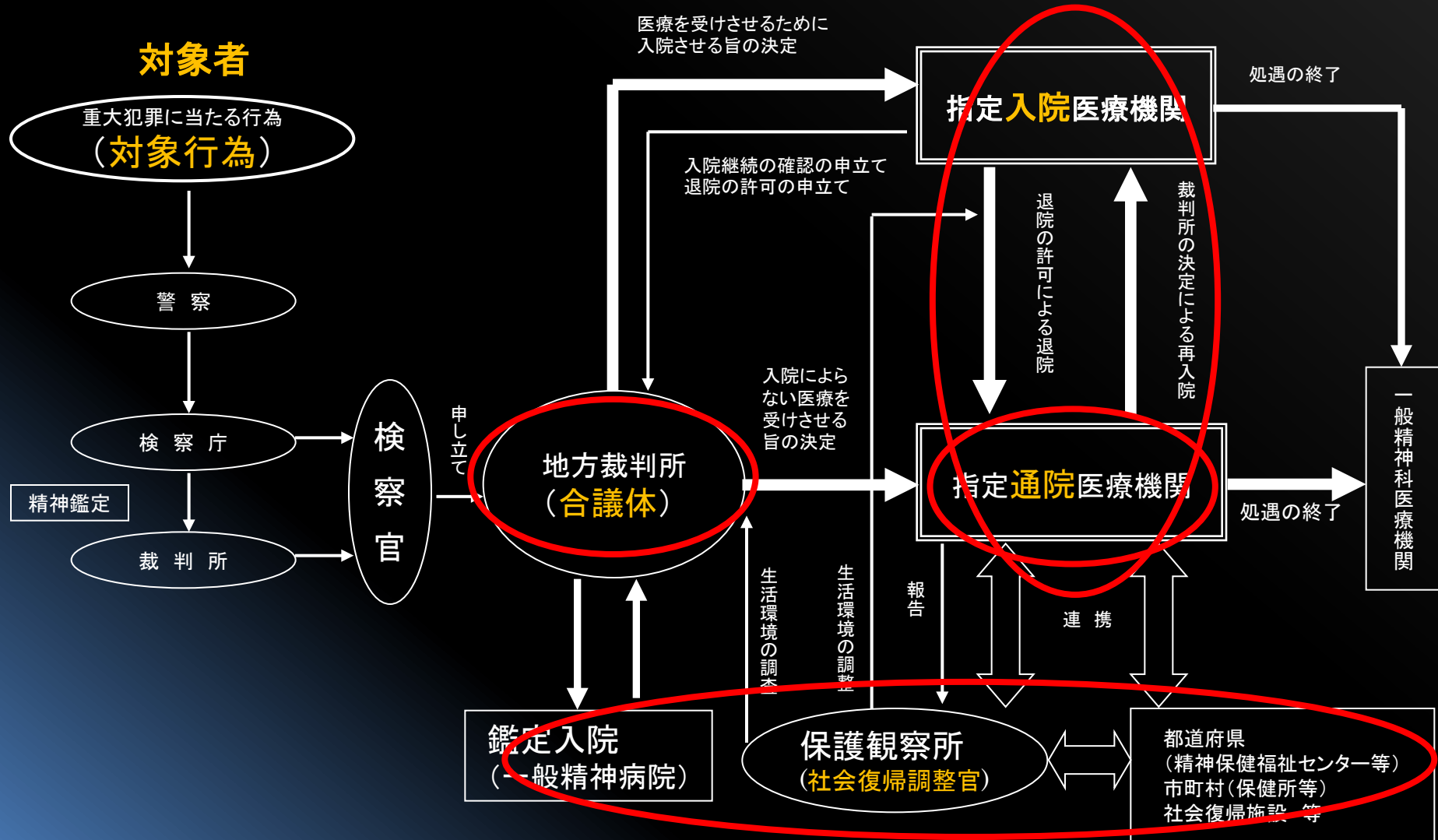
医療観察法制度の概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）は、**心神喪失又は心神耗弱の状態**（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、**重大な他害行為**（殺人、放火、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、**社会復帰を促進**することを目的とした制度である。

第一章 総則第一節 目的及び定義(目的等) 第一条

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為(他人に害を及ぼす行為をいう。以下同じ。)を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の 医療及び観察等に関する法律(医療観察法)



入院・通院処遇の目標・理念

1. ノーマライゼーションの観点も踏まえた対象者の社会復帰の早期実現
2. 標準化された臨床データの蓄積に基づく多種職のチームによる医療提供
3. プライバシー等の人権に配慮しつつ透明性の高い医療を提供

入院・通院処遇の目標・理念

1. ノーマライゼーションの観点も踏まえた対象者の社会復帰の早期実現
 - 継続的かつ適切な医療を提供し、様々な問題を前向きに解決する意欲や社会で安定して生活する能力(必要な医療を自立的に求めることも含む)を高める。
 - 他害行為について認識し、自ら防止出来る力を獲得する。
 - 被害者に対する共感性を養う。

入院・通院処遇の目標・理念

1. ノーマライゼーションの観点も踏まえた対象者の社会復帰の早期実現
2. 標準化された臨床データの蓄積に基づく多種職のチームによる医療提供
3. プライバシー等の人権に配慮しつつ透明性の高い医療を提供

入院・通院処遇の目標・理念

1. ノーマライゼーションの観点も踏まえた対象者の社会復帰の早期実現
2. 標準化された臨床データの蓄積に基づく多種職のチームによる医療提供
3. プライバシー等の人権に配慮しつつ透明性の高い医療を提供

目標・理念を実現するために

- 適正な医療の提供
- 情報管理
- 地域における連携
- 危機管理等の各面から



運営管理、人員配置、施設・設備等
において必要な水準を確保

医療観察法対象者(加害者)の特徴

○対象行為前

- 発達歴、生育歴・生活歴では、小児逆境体験 (ACEs) を持つことが多い。
- 発病後の複数回の入退院歴(医療での外傷体験)
- 早期の教育からの離脱、社会生活経験の乏しさ

○対象行為後

- 自分自身の行った加害行為のため、悔恨、自責が強くなり、被害体験を意識しにくくなる(複雑性悲嘆、2次性被害など)。
- 「加害行為後、PTSD類似の症状が出現した統合失調症の1例」 Post Offensive Stress Disorder (POSD) (永田ら, 2006司法精神医学)
- 通院や服薬中断など責任を求めら、ケア対象となりきれない。

対象者と多職種チームとの信頼関係の構築